⑻　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。
㈠　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈡において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㈡において同じ。）の関係にある場合
㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
②　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。
㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
ⅰ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ⅱ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ⅲ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ⅳ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
４）組合の理事
５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者
㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項等
⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点
②　施工体制確保の確実性：15点
２）技術提案（加算点）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質確保や向上：40点
◆現場状況に適合した施工上の課題に関する事項
④　施工上配慮すべき事項：20点
◆賃上げの実施に関する評価
⑤　賃上げの実施を表明した企業等：４点
⑥　賃上げ基準に達していない場合等の減点：－５点
◆ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）の認定に関する評価
⑦　ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）の認定：0.5点
⑵　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㈠の要件に該当する者のうち、㈡によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～64.5点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㈢による。）を落札者とする。
㈠　評価対象要件
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
㈡　評価方法
①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。
②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。
③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴①～⑦）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑦における評価点の合計点を加算点とする。
㈢　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじへと移行する。くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。
⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）
⑸　その他　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

4　担当部局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）　九州地方整備局総務部契約課契約第一係　電話092―476―3509（直通）（内線2527）

5　入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項
⑴　入札説明書の交付
①　交付期間：別表１①に示す期間。
②　交付場所：上記４に同じ。
③　その他：電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに４の担当部局に連絡すること。
⑵　申請書の提出方法
１）申請書に関する資料（配置予定技術者の資格に関する資料（別記様式３）を除く）
①　提出期間：別表１②に示す期間。
②　提出場所：上記４に同じ。
③　提出方法：
㈠　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。
㈡　紙入札方式による場合　提出場所へ持参、又は郵送等により提出すること。
㈢　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。
２）配置予定技術者の資格に関する資料（別記様式３）
①　提出期間：別表１⑤に示す期間。
②　提出場所：上記４に同じ。
③　提出方法：電子メールにより提出。メールの題名は「【工事名】＋技術者資料＋【企業名】」とし、メール送信後、電話による受信確認を必ず行うこと。
提出先メールアドレス：
qsr-shinseikeiyaku@ki.mlit.go.jp
連絡先：４に同じ
⑶　上記２）に掲げる競争参加者に要求される競争参加資格に係る確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとする。
なお、配置予定技術者の競争参加資格については、入札書の提出期限までに提出される「別記様式３」により資格要件を満たす事が確認される事を停止条件として通知する。
※配置予定技術者に関する審査基準日は、競争参加資格確認申請書の提出期限日とする。